○農林水産省告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県篠山市藤坂字峠一五一、一五一の一、一五一の二から一五一の二五まで、辻字弥十郎ケ嶽二の一（次の図に示す部分に限る。）、丹波市青垣町大稗字木ノ實谷一一二の二、一一二の三、一一二の五から一一二の七まで、山南町小畑字丑寅谷一一〇八の一から一一〇八の四まで、一一〇八の六、一一〇八の一一、一一〇八の一八、一一〇八の一九、一一〇八の二一、山南町西谷字ヲトガタワ一二四の一から一二四の三まで、一二四の五、一二四の六、一二四の八、一二四の一九から一二四の二二まで、一二四の二八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県篠山市宮代字カラコ七八の一、丹波市柏原町上小倉字南金ケ山一一六四の一から一一六四の三まで、青垣町小倉字小倉奥二〇四一の一から二〇四一の三六まで、字大戸二〇六六の一から二〇六六の七まで、二〇六六の一〇、二〇六六の一五（次の図に示す部分に限る。）、二〇六六の一六から二〇六六の二五まで、二〇六六の三〇、二〇六六の三九、二〇六六の四〇、二〇六七、二〇六八、二〇六九の一、二〇六九の二、二〇七〇、二〇七一の一・二〇七一の二・二〇七三・二〇七五・字段ケ端三七九・三八〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字岩屋三八二の三、字岩屋口三八九の二、三九〇の二、三九一の二、青垣町小稗字大谷一〇四四の六、一〇四四の九、一〇四四の一一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大戸二〇六六の一五・二〇六六の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六六の三〇、二〇七一の一・二〇七一の二・二〇七三・二〇七五・字段ケ端三七九・三八〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字岩屋三八二の三、字岩屋口三八九の二、三九〇の二、三九一の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県篠山市今田町黒石字奥コハ谷九五の一、九五の一七、九五の七二から九五の七四まで、字ネジキ九六の一から九六の四まで、一一七の一、今田町四斗谷字奥中山一〇の八、字白ケ嶽四六の二、丹波市青垣町大稗字高谷一〇七九、一〇七九の三、一〇七九の四、一〇七九の六、一〇七九の七、青垣町遠阪字カラコ二〇六三の二、二〇六三の四、市島町戸平字奥ノ谷一〇四六の二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所　兵庫県丹波市青垣町遠阪字**舩**座二一〇五の一、二一〇五の三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県宍粟市一宮町東河内字林一六三四の一、一六三四の一九、一六三四の四八から一六三四の五二まで、一六三四の五七、一六三四の五八、一六三四の六〇、一六三四の六二から一六三四の六六まで、一六三四の六八、一六三四の七〇、一六三四の七四、一六三四の七六、一六三四の七八、一六三四の八三、字椴ケ段二三三二の一四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）